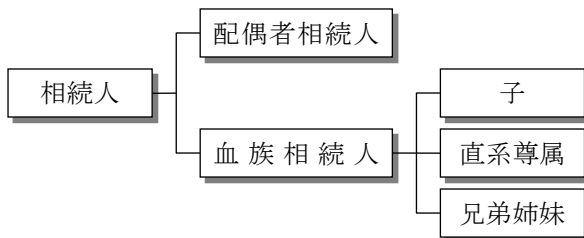


2

相続と法律

1. 相続人・・・☆☆☆

誰が相続人となるかは、民法で定められている。被相続人と婚姻関係にある**配偶者は常に相続人**となり、血族相続人として、被相続人の「子」「直系尊属」「兄弟姉妹」が定められている。



(1) 相続順位

配偶者（内縁関係を除く）は、下記の血族相続人の順位に関係なく常に相続人となる。

第1順位	子（またはその代襲 ^{だいしゅう} 相続人）
第2順位	直系尊属（親、祖父母など）
第3順位	兄弟姉妹（またはその代襲相続人）

① 第1順位（子）

被相続人に子がいれば、子が第1順位で相続人となる。子であれば、実子、**養子**、嫡出子、非嫡出子（正式に婚姻していない男女間に生まれた子）を問わず**全員**、第1順位の子となる。

なお、相続開始時における**胎児**は、すでに生まれたものとみなされ、相続権が認められる。

養子— **普通養子**…実親・養親の両方の相続人となる。
特別養子…**実親との親子関係は消滅し**、養親の相続人となる。

② 第2順位（直系尊属）

被相続人に直系卑属（子や孫など）がいなければ、直系尊属（父母や祖父母）が第2順位で相続人となるが、親等の異なる直系尊属がいる場合、**親等の近い者だけが相続**する。

例 父母と祖父母がいる場合、父母が優先して相続人となり、祖父母は相続人とはなりません。

③ 第3順位（兄弟姉妹）

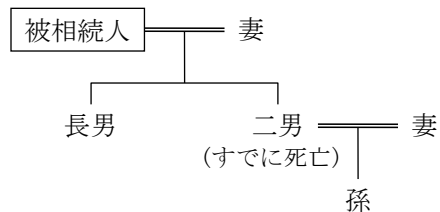
被相続人に直系卑属（子や孫など）と直系尊属がいなければ、兄弟姉妹が第3順位で相続人となる。

(2) 代襲相続人

相続開始（被相続人の死亡時）前に、本来、相続人となるべき第1順位である子が死亡等している場合、その子に代わって相続（**代襲相続**）し、孫が**代襲相続人**となる。

代襲相続は、**第1順位**と**第3順位**に認められている。第1順位の場合、孫も死亡等している場合には、**再代襲**して、ひ孫が代襲相続人となるが、**第3順位**（兄弟姉妹）の場合、**再代襲**は認められていない（**甥・姪までに限定**）。

例 次のケースでは、すでに死亡した二男に代わって孫が相続人となります。



例 次のケースでは、すでに死亡した兄に代わって甥と姪が相続人となります。

